

(ステップ1) 防犯灯LED化補助金の申請

	提出書類	確認欄
申請者 (自治会長)	長浜市自治会防犯灯設置補助金交付申請書(様式第1号)	
	防犯灯設置箇所の位置図(防犯灯設置位置地図) 防犯灯位置と番号を記入。地図は設置位置が分かるもの。 (配布した地図でもよい。)	
	防犯灯LED化一覧表(防犯灯番号・電柱番号)	
	防犯灯整備LED化・設置前写真(全体写真と拡大写真) 現在の防犯灯の写真。新設の場合は設置予定場所の写真	
	見積書の写し	
	カタログの写し	
	委任状(ふるさと振興会議会長あて)	
	土地使用承諾書の写し(原本は自治会で保管してください。) *私有地に新たにポールを建てる場合 *個人宅の軒先等に、新たにとりつける場合 *私有地の既設ポールに、新たに取り付ける場合	



地域活力 プランナー (公民館)	提出書類の検証
------------------------	---------



	提出書類	確認欄
西黒田 ふるさと振興会議	長浜市自治会防犯灯設置補助金交付申請書(様式第1号の2)	
	自治会からの補助金交付申請書の写し	
	自治会からの防犯灯設置箇所の位置図の写し	
	自治会からの防犯灯LED化一覧表の写し	
	自治会からの防犯灯整備LED化・設置前写真の写し	
	自治会からの見積書の写し	
	自治会からのカタログの写し	
	自治会からの委任状の写し	
	自治会からの土地使用承諾書の写し	

(ステップ1) 注意事項

1. 交付決定通知が届く前に事業を開始したものは補助対象外です。
 2. 補助金額は、電柱等添架(LED)灯×10,000円
ポール建種(LED)灯×24,000円
 3. 電柱・電話柱に添架される場合は、必ず番号等を記入願います。(例 クロダ1234)
 4. 設置前写真(全体写真と器具大写真)同じ位置角度にて写真を撮ること。
 5. 見積書の有効期限が切れていませんか?
- ※ 申請後に事業内容(灯数、設置場所等)が変更になった場合は、必ず施工前に連絡をしていただきますよう願います。
(連絡がない場合、補助対象外となりますのでご注意ください)

【問い合わせ先】

西黒田ふるさと振興会議事務局
(西黒田まちづくりセンター)
電話: 62-0381 FAX: 64-2746
e-mail: nishikuro-koumin@friend.ocn.ne.jp

(ステップ2) 事業開始～実績報告

西黒田 ふるさと振興会議	交付決定通知後に事業を開始する。(各自治会に事業開始を連絡します。)
-----------------	------------------------------------



	提出書類	確認欄
申請者 (自治会長)	長浜市自治会防犯灯設置補助事業等実績報告書(様式第3号)	
	請求書の写し	
	領収書の写し	
	防犯灯整備LED化・設置後写真(全体写真と拡大写真) (設置前写真と同じ位置、角度にて写す。)	



地域活力 プランナー (公民館)	提出書類の検証
------------------------	---------



	提出書類	確認欄
西黒田 ふるさと振興会議	長浜市自治会防犯灯設置補助事業等実績報告書(様式第3号の2)	
	各自治会からの実績報告書(様式第3号)の写し	
	各自治会からの請求書及び領収書の写し	
	各自治会からの設置後写真の写し	

(ステップ2) 注意事項

- 1、補助事業等の完了年月日は、領収書の日付以降となっていますか？
- 2、経費精算額は、領収書の金額となっていますか？
- 3、請求書・領収書に工事業者の印が押されていますか？

【問い合わせ先】

西黒田ふるさと振興会議事務局
(西黒田まちづくりセンター)

電話：62-0381 FAX：64-2746

e-mail：nishikuro-koumin@friend.ocn.ne.jp

(ステップ3) 補助金確定～交付請求

西黒田 ふるさと振興会議	補助金等確定通知の到着後、補助金交付請求
-----------------	----------------------



	提出書類	確認欄
西黒田 ふるさと振興会議	長浜市自治会防犯灯設置補助金交付請求書（様式第4号の2）	



長浜市	請求書受領後、西黒田ふるさと振興会議に振り込み（原則30日以内）
-----	----------------------------------



西黒田 ふるさと振興会議	防犯灯設置補助金を各自治会の通帳に振り込みます。 （降り込みを通知します。）
-----------------	---



申請者 （自治会長）	防犯灯設置補助金の降り込み金額を通帳記帳して確認する。
---------------	-----------------------------

(ステップ3) 注意事項

- 1、補助金交付請求書の日付は、確定通知の日付以降となっていますか？
- 2、事業費は、領収書の金額となっていますか？
- 3、事業完了年月日は、領収書の日付以降となっていますか？
- 4、請求書の印鑑と申請書の印鑑は同一のものですか？

【問い合わせ先】

西黒田ふるさと振興会議事務局
（西黒田まちづくりセンター）
電話：62-0381 FAX：64-2746
e-mail：nishikuro-koumin@friend.ocn.ne.jp